我孫子市防犯カメラの設置及び管理運用基準

1 目的

防犯カメラの設置及び管理運用に関し必要な事項を定めることにより、市民の不安感の解消を図り、もって市民のプライバシーを保護することを目的とする。

2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 防犯カメラ

不特定の者が往来する場所、特に公共空間における街頭犯罪の防止目的として、継続的に撮影されるカメラであって、録画に必要な装置等で構成されるもので、モニター設備を設けないものをいう。

(2) 画像

防犯カメラにより録画した映像をいう。

(3) 記録媒体

画像を録画したSDカードをいう。

- 3 設置場所
- (1) 公共施設

施設の主な通用門から公道が撮影できるように設置する。

(2) 主要道路

駅周辺の主要道路に設置する。なお、設置場所については、市の区域を管轄する警察署と協議し、犯罪抑止効果が得られる場所とする。

4 設置表示

防犯カメラの設置場所には、「防犯カメラ作動中」の設置標識を掲示する。

5 稼働時間

防犯カメラの稼働時間は、24時間とする。

- 6 画像の保存期間及び保管等
- (1) 画像の保存期間は、録画の日から起算して1週間とする。
- (2)前項の保存期間を終了した画像の消去は、新たな画像を上書きする方法により行う。
- (3) SDカードは、施錠等により防護された場所に保管する。
- (4) SDカードの廃棄にあたっては、漏洩防止の観点から、破砕、裁断等の処理を行う。

7 管理責任者等

(1) 防犯カメラの適正な設置及び運用を行うため、管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置くものとする。

- (2) 管理責任者は、当該防犯カメラの管理等を担当する所属の長をもって充てる。
- (3)管理責任者を補佐するため、管理取扱者(以下「管理取扱者」)を置くことができる。
- (4) 管理取扱者は、管理責任者を補佐する職にある者をもって充てる。
- (5)管理責任者は、防犯カメラ及び画像記録装置の操作等を行う者(以下「操作取扱者」 という。)を指名するものとする。
- 8 画像の利用及び提供の制限

管理責任者は、次の各号に掲げる場合を除き、画像の情報を他に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく手続きにより照会等を受けた場合
- (2) 捜査機関から犯罪捜査の目的により公文書による照会を受けた場合
- (3) 市民の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合
- 9 守秘義務

画像の内容を知り得た者は、その情報を漏らしてはならない。

10 苦情処理

管理責任者は、防犯カメラの設置及び運用に関する苦情等を受けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

11 防犯カメラに係る画像の取り扱い等

市が設置した防犯カメラに係る画像の取り扱いについては、個人情報の保護に関する 法律(平成15年法律第57号)の定めるところによる。

12 委任

この基準に定めのない事項については、管理責任者が別に定める。

附則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年3月1日から施行する。

附則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

<設置標識>

